

竹原市議会災害支援連絡会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、竹原市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置された場合に、市議会が市災害対策本部の対応を支援するとともに、災害に対し迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定める。

(災害の定義)

第2条 この要領において「災害」とは、市災害対策本部の設置に係る災害をいう。

(災害支援連絡会の設置)

第3条 議長（議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長。以下この条において同じ。）は、市災害対策本部が設置された場合において、これに協力する必要があると認めるときは、市議会内に竹原市議会災害支援連絡会（以下「災害支援連絡会」という。）を設置することができる。

2 議長は、災害支援連絡会を設置したときは、市災害対策本部及び各議員に連絡するものとする。

3 災害支援連絡会は、竹原市庁舎内の「議会事務局」に置く。ただし、竹原市庁舎が使用できない場合は、市災害対策本部と協議の上、議長が別に定める場所に置く。

(災害支援連絡会の組織)

第4条 災害支援連絡会は、議長及び副議長並びに議長が指名する2名の議員をもって組織する。

2 議長は、災害支援連絡会を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要があると認める場合は、災害支援連絡会を組織する議員以外の議員に対し、災害支援連絡会への出席を求めることができる。

5 議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、第1項の規定により指名された2名の議員が前3項に規定する職務を代理する。この場合において、当該2名の議員のうち、期の多い者が議長の職務を代理し、期の少ない者が副議長の職務を代理する。

(災害支援連絡会の役割)

第5条 災害支援連絡会は、次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否情報を収集すること。
- (2) 市災害対策本部から災害状況の報告を受け、議員に情報を提供すること。
- (3) 議員が把握している情報を収集・整理し、市災害対策本部に情報を提供すること。
- (4) 議会運営及び議員活動に係る市災害対策本部からの依頼に対し、最大限協力すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、災害に関し議長が特に必要があると認めること。

(議員の対応)

第6条 議員は、災害支援連絡会が設置された場合は、次に掲げる行動をとるものとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を災害支援連絡会に連絡し、連絡体制を確立すること。
- (2) 被災地、避難所等で把握し、又は確認した情報については、緊急の場合を除き、災害支援連絡会に連絡すること。
- (3) 市民の一員として、積極的に各地域における災害対応に協力すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応に関し必要と認める事項を行うこと。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、市災害対策本部から得た情報を災害支援連絡会に報告すること。
- (2) 議会事務局職員は、上司の命を受けて市災害対策本部業務に従事すると

ともに、必要に応じて災害支援連絡会の事務に従事すること。

(本会議等における対応)

第8条 議長は、本会議開会中に災害が発生した場合は、必要に応じ会議を休憩又は延会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他の安全確保のための対応を行わせるものとする。

2 委員長は、委員会開会中に災害が発生した場合は、前項と同様の措置をとるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。